

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて
疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞
かれて困ったこと、医師に疑
義照会して対応しがいまひとつ納
得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問
に各分野の専門家が答えいたします。

ご質問をお寄せくだ
さい。要項は37頁にあり

ます。なお、回答は本誌に掲載す
ることによってのみ行います。電話や
ファクシミリによる回答はご容赦くださ
い。また、特殊なケースの質問は、採用されない
こともありますのであらかじめご了承ください。

Q 薬剤服用歴管理指導料は、2008年3月まで
の薬剤服用歴管理料と服薬指導加算が統合
されたものと解釈していますが、患者から「管理は必
要ない」と言われてしまった場合は算定できないので
しょうか。また、もし算定できないとしたら、薬歴
には何も情報を記載しなくても構わないのでし
ょうか。(茨城県 匿名希望)

A 薬剤服用歴管理指導料に係る行為は、患者の
求めに応じて実施するものではありません。薬
剤師という立場から見て、患者が安全に医薬品を使用
するために必要であると判断した場合には、薬剤師に
求められている責務を果たすため、使用する薬剤に関
する管理・指導を実施し、要件に示されている内容を
満たしていれば薬剤服用歴管理指導料を算定してくだ
さい。

薬剤服用歴管理指導料(2008年4月～)は、2008年
度診療報酬改定において、それまでの薬剤服用歴管理
料と服薬指導加算が統合されたものです。求められて
いる内容についても、薬歴に基づく薬剤情報提供と使
用する薬剤に関する基本的な説明、そして、服薬状況
などの情報に基づく指導などであり、これまでと基本
的に同じです。しかし、だからといって、これら算定
要件を満たすことが困難ということはありません。

薬剤情報提供や使用する薬剤に関する基本的な説明
はもちろん、患者から重複投薬や薬物アレルギーなど
に関する情報を収集したうえでの服薬指導は、患者が
安全に医薬品を使用するうえで必要不可欠なことであ

り、薬剤師に課されている使命です。健康保険法に基
づくルール(保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則)や
薬剤師法においても明確に規定されています(表1)。
そして、薬剤服用歴管理指導料として評価されている
業務、すなわち、算定要件として示されている内容は、
これらを明文化したものに過ぎません。

「薬剤服用歴管理指導料」という名称のため、患者か
ら「自分で管理できる」と誤解を受けることがあるかも
しれませんが、薬剤師が行うことは「管理」だけでなく、
患者に安心して医薬品を使用してもらうために必要不
可欠な行為であり、そして、同指導料はそれに対する
点数であることを丁寧に説明し、理解を得ることが必

表1 薬剤師に求められている情報提供、薬歴管理

薬剤師法(1960年8月10日、法律第146号)

(情報の提供)

第25条の2 薬剤師は、販売又は授与の目的で調剤したとき
は、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、調剤し
た薬剤の適正な使用のために必要な情報を提供しなければ
ならない。

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(1957年4月30日、厚
生省令第16号)

(調剤の一般の方針)

第8条 保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬
剤師(以下「保険薬剤師」という。)は、保険医等の交付した処方
せんに基いて、患者の療養上妥当適切に調剤並びに薬学的管
理及び指導を行わなければならない。

2 保険薬剤師は、調剤を行う場合は、患者の服薬状況及び
薬剤服用歴を確認しなければならない。

3 <略>



要でしょう。また、薬歴の意義や目的、「かかりつけ薬局」、「かかりつけ薬剤師」を活用してもらうことの有効性など、薬剤師としての業務を理解してもらえよう努めることも必要です。

なお、何らかの理由により薬剤服用歴管理指導料を算定しない場合であっても、薬歴には必要な情報を記載しておくことが必要です。算定の可否ということだけでなく、患者のためという視点から判断することが必要です。

Q 異なる保険医療機関から交付された処方せんで、ともに一包化の指示があるものについて、患者の希望に応じてこれらを一包化したような場合には、外来服薬支援料を算定することはできますか。また、もし算定できるとしたら、「月〇回まで」のような制限はあるのでしょうか。 (富山県 匿名希望)

A 算定できます。ただし、処方せん受け付けと同時に実施する場合には、処方せんに係る調剤料は内服薬として算定してください。

外来服薬支援料は、自己管理が困難な患者またはその家族などの求めに応じ、一包化や服薬カレンダーの

活用などによりその患者が使用している薬剤を整理して、患者が容易に服薬管理できるよう支援した場合に算定するものです。対象となるのは、当該保険薬局で調剤した薬剤だけでなく、他の保険薬局で調剤された薬剤や保険医療機関において院内投薬された薬剤も含まれ、「極力これらの薬剤も含めて整理するよう努めること」(厚生労働省通知)と求められています。

その際、ご質問のケースのように、ともに一包化の指示がある異なる保険医療機関から交付された処方せんを、処方せん受け付けと同時に服薬支援を実施することもあると思います。そのような場合、外来服薬支援料の算定は可能ですが、ただし、処方せんに係る調剤料の算定に当たっては、一包化薬としてではなく、内服薬として調剤料を算定することとされています(表2)。

また、特に算定上限などの制限は設けられていませんが、例えば、院内投薬された薬剤について服薬支援した場合であって、その後も引き続き、院内での一包化が行われないなどの理由から、当該薬局で服薬支援を実施するようなケースについては、外来服薬支援料の算定は認められないものと考えられています。



表2 外来服薬支援料の算定について

厚生労働省Q & A (「疑義解釈資料の送付について」、2008年3月28日、事務連絡)

問8. 患者が、処方医からの一包化薬の指示がある処方せんとともに、他の薬局で調剤された薬剤や保険医療機関で院内投薬された薬剤も併せて薬局に持参した場合であって、処方せんに基づく調剤を行う際にすべての薬剤の一包化を行い、服薬支援を行った場合には、調剤に係る薬剤服用歴管理指導料等と外来服薬支援料の併算定が可能か。

答. 調剤に係る薬剤服用歴管理指導料等及び外来服薬支援料それぞれの要件を満たしている場合には、併算定は可能である。ただし、外来服薬支援料を算定する場合には、処方せんに基づく調剤に係る調剤料については、一包化薬の調剤料ではなく内服薬の調剤料として算定すること。

日本薬剤師会Q & A (「平成20年度調剤報酬改定等に関するQ & A」、2008年3月25日)

<外来服薬支援料>

Q3. 外来服薬支援料の算定にあたっては、たとえば、同一月内における算定上限などの制限は設けられているのか。

A. 算定上限は設けられていない。ただし、処方せんに基づく調剤を行う際に、併せて他の薬局で調剤された薬剤等を一包化するなどして外来服薬支援料を算定する場合は、処方せんに基づく調剤に係る調剤料は内服薬として算定する(一包化薬として算定しない)。また、たとえば、院内投薬の薬剤について外来服薬支援料を算定したが、その後も引き続き一包化が行われずに院内投薬が行われたため、さらに当該薬局で外来服薬支援を実施したようなケースについては、本来、服薬支援の必要性を認識している処方医が自院で薬剤の一包化をするか、もしくは、処方せんにより薬局での一包化を指示すべきものであると考えられるため、外来服薬支援料を算定することはできない。

質 問 の 募 集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいま一つ納得できないことはありませんか？
皆さまの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

① 実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できないでいる実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。

② 保険調剤・調剤報酬などに関する質問

例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ や、請求もれがあった場合の対応は？ という質問など。

③ 調剤技術などに関する質問

例えば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠を粉碎してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会『調剤と情報』係まで、ご連絡ください。

3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。

4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めてさせていただきます。

5. 質問ならびに回答は無料です。

6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも「調剤と情報」誌に掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によるのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送 付 先

〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル
日本薬剤師会 「調剤と情報」事務局
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270